



ICC



インドの化学物質管理政策の概要

インド化学評議会
持続可能性・環境・規制問題局 副局長
プラナフ・トリパティ (Dr Pranav Tripathi)



- インドの化学産業の概要
- 化学物質管理に関連する主要省庁とその役割
- 現行の化学物質管理システム
 - 製造
 - 輸入
 - 輸出
 - 表示及び包装(GHS)
- 現行の化学物質管理システムの課題
- 化学物質管理のためのリスク・ベースの包括的規則の必要性



- ✓ インドの化学産業は、グローバルマーケットで大きな役割を果たしている。
 - ✓ 世界で**6番目**、アジアで3番目に大きな化学製品の生産国である¹。
 - ✓ 化学製品の**輸出**は**第14位**¹である。
 - ✓ **GDP**の約**3%**を占めている。

- ✓ インドの化学産業の規模は 2,200億米ドルである。
 - ✓ 2020年から25年にかけて年率約9%の成長が見込まれ、2025年度には3,000億米ドルに達する見込みである。
 - ✓ **2040年度**までに、**1兆米ドルの大台**に乗る見込み²である。

1. 「Exports of Indian chemicals register growth of 106% in 2021-22 over 2013-14」、商工省、2022年4月27日

2. 「Indian chemical industry to be valued at \$1 trillion by 2040」、The Economic Times、2023年3月1日

環境・森林・気候変動省 (MoEF&CC) は、インドの環境・森林政策とプログラムの計画、推進、調整、実施の監督を行う中央政府の行政機構における統括機関である。

目的：環境政策の計画と実施

- 動植物、森林、野生生物の保護と調査
- **汚染防止と管理**
- 植林と、劣化した地域の再生
- 環境の保護
- 動物福祉の確保
- インドヒマラヤ環境の持続可能な開発
- 土地劣化の緩和

1986年環境保護法に基づく権限

- ✓ **化学災害**の管理責任者
- ✓ 化学物質と廃棄物の**ライフサイクル・マネジメント**
- ✓ 環境の持続可能性を達成するために、**リデュース、リユース、リサイクル**の原則の実施

化学肥料省 (MoC&F)

1. 化学品・石油化学品局
2. 肥料局
3. 医薬品局

化学品・石油化学品局 (DCPC)

- ✓ 化学・石油化学部門の**成長を促進するための政策及びプログラム**の策定と実施
- ✓ 化学・石油化学産業の**政策、計画、開発、規制**の責任者

化学品・石油化学品局 (DCPC) の主な成果

- ✓ 2016年インド規格局 (BIS) 法に基づく権限による、様々な化学品・石油化学品の**品質管理命令**を最近発行
- ✓ 2008年統計収集法及び2011年統計収集規則に基づく権限による、**生産、設備能力、輸出入、販売**に関する化学品・石油化学品の統計の収集
- ✓ 1986年環境保護法に基づく権限による、**化学物質 (管理及び安全) 規則20xx年**の草案策定



ICC

製造・輸入のための化学物質管理に適用される法律、規則、省庁



番号	法律	規則	省庁
1	1986年環境保護法	1989年有害化学物質の製造、保管及び輸入規則(1989年MSIHC規則)、1994年及び2000年に改正	環境・森林・気候変動省
2	1986年環境保護法	1996年化学事故(緊急時計画、準備及び対応)規則(1996年CAEPPR)	環境・森林・気候変動省
3	1988年自動車法	1989年中央自動車規則(CMVR) <i>有害化学物質の輸送</i>	道路・交通・幹線道路・船舶省
4	1986年環境保護法	2000年オゾン層破壊物質規則	環境・森林・気候変動省

❖ 化学物質に関する約**41の法律**及び**規則**はそのほとんどが環境問題の管理を目的とする。



Act and Rule



ICC

輸出のための化学物質管理に適用される法律、規則、省庁



番号	法律	規則	省庁
1	1988年自動車法	1989年中央自動車規則 (CMVR) <i>有害化学物質の輸送</i>	道路・交通・幹線道路・船舶省
2	1986年環境保護法	2000年オゾン層破壊物質規則	環境・森林・気候変動省
3	1992年外国貿易(開発・規制)法(FTDR法)	SCOMET (特殊化学物質、生物、材料、装置及び技術)	商工省 外国貿易部(DGFT)

- ❖ 化学物質に関する約**41の法律**及び**規則**はそのほとんどが環境問題の管理を目的とする。



Act and Rule



ICC

1. 1989年有害化学物質の製造、保管及び輸入規則（ 1989年、1994年、2000年MSIHC規則）



目的

- 産業活動による重大事故を防止する。
- 環境及び人体への事故による影響を限定する。
- 有害化学物質の取り扱い手順を規定する。

MSIHC規則の内容

- 容器には、内容物、製造業者名または輸入業者名及び、物理的、化学的、毒性学的データを明確に表示しなければならない。
- 所有者は用地内の緊急時計画を作成しなければならない。また、県（District）当局は用地外の緊急時計画を作成しなければならない。
- 製造業者は安全データシート（SDS）を作成しなければならない。
- 重大な化学事故については、所定の当局に報告しなければならない。



2. 1996年化学事故(緊急時計画、準備及び対応) 規則 (CAEPPR)

- この規則は、危機管理を法的に裏付け、重大事故を引き起こす危険性(MAH)のある施設を特定するための基準を規定する。
- この規則は、4階層の危機管理システムを確立している。
 - ✓ 中央: 中央政府は、化学事故を管理する中央危機管理グループを設置し、危機警報システムを構築しなければならない。
 - ✓ 州: 州政府は、化学事故を管理する州危機管理グループを設置しなければならず、3か月に1度以上、会合を開くことが求められる。
 - ✓ 県: 県の危機管理グループは重大化学事故に対処するための県内の最高機関であり、45日間に1度以上、会合を開くことが求められる。
 - ✓ 地区: 州政府は地区の危機管理グループ(LCG)を設置する責任を有する。LCGは月に1度以上、会合を開き、議事録の写しを県の危機管理グループに送付することが求められる。

環境・森林・気候変動省(MoEF&CC)は、化学物質による災害管理の統括機関である。



- インドは未だ、化学物質に関するGHSを正式に採用していない。
- しかしながらインドでは、英語で作成された標準的な**16項目から成るGHS準拠の安全データシート**が認められる。
- 2020年に公表された化学物質（管理及び安全）規則の草案は、**インドでGHSを施行することを目的とするものである**。

インドの現行のSDS要件

現行のSDS要件を、「**1989年有害化学物質の製造、保管及び輸入規則**」の付則9に示す。規則は9項目から構成される。

第1節：化学的特定名

第2節：物理化学的データ

第3節：火災及び爆発危険性データ

第4節：反応度データ

第5節：健康有害性データ

第6節：予防措置

第7節：緊急・応急処置

第8節：その他の情報、参考文献

第9節：製造業者・供給者データ



ICC

既存の化学物質管理規則の課題：MSIHC及び CAEPPR



- 既存規制の承認及び施行の強化
- リスク評価及び管理の拡大
- 管理能力の向上及び意識改革
- **化学物質インベントリー管理システムの欠如**
 - 有害化学物質の不適切な保管により、火災や爆発が生じる危険性がある。例えば、非相溶性の物質が混ざり合い、熱、煙、ガス、蒸気が発生することがある。救急隊が事故に関与している物質を特定できず、その結果、軽減措置が遅れることがある。
- **有害な化学物質及び廃棄物の発生の最小化**



ICC

化学物質を管理するためのリスク・ベースの包括的 規則の必要性



- 2019年、インドは化学物質に関する国家行動計画 (NAPC)の草案を発表した。
- この計画案は、国内の化学物質法規制の策定を担当する環境・森林・気候変動省 (MoEF&CC)によって設立された国家調整委員会 (NCC)により作成されたものである。
- NAPCの草案では、次の内容を提言している
 - ✓ 国家化学物質インベントリーの作成
 - ✓ これらの化学物質のリスクの分析及び評価
 - ✓ GHSの実施
 - ✓ リスク軽減戦略、方針及び規制の策定



ICC

